

訪問看護ステーション重要事項説明書（介護保険）

東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例第十二条の規定に基づき、以下の説明を行います。

1 訪問看護ステーション事業者概要

名称	医療法人社団めぐみ会
代表者名	理事長 田村 豊
法人本部 所在地・連絡先	東京都多摩市落合 1-32-1 多摩センターペペリビル 4階 TEL042-311-2250
法人設立年月日	1996年8月

2 利用者に対しサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	医療法人社団めぐみ会 めぐみ訪問看護ステーション
事業者指定番号	1365021508
事業所所在地	東京都多摩市落合 1-44 銀行棟 3階 302号室
連絡先	TEL042-401-9171 FAX042-401-9172
サービス実施地域	多摩市全域 八王子市（松が谷・大塚・鹿島・別所・堀之内・南大沢・松木・東中野・柚木） 日野市（百草）

※ 上記以外の地区でもご相談下さい。

(2) 事業所の職員体制

職種	常勤		非常勤		備考
	専従	兼務	専従	兼務	
管理者		1名			訪問看護師兼務
訪問看護師	看護師	2名	5名		診療所看護師兼務
	准看護師				
理学療法士			6名		診療所理学療法士兼務

- ・管理者は主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。
- ・管理者は従業員に、法令等の規定を遵守させるため従業員の管理をします。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	9:00～17:00

※ 土日、年末年始12月31日～1月2日はお休みとなります。

※ 「緊急時訪問看護加算」契約者についてはこの限りではありません。

3 事業の目的及び運営の方針

<事業の目的>

事業所は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう訪問看護サービスを提供することを目的とします。

<運営の方針>

- ・事業所は、サービスの提供にあたって利用者の生命、身体、財産の安全確保に配慮します。ばならない。
- ・事業所は、訪問看護を提供する事により、利用者の生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を目指すと共に、在宅医療を推進し安心して在宅療養ができるよう努めます。
- ・サービス開始後は常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を把握し、必要なときに必要な訪問看護が提供できるよう努めます。
- ・事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図るよう努めます。

4 提供するサービス及び職務内容について

- ・ステーションからの訪問看護サービス提供は主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づき適切な訪問看護の提供を行います。なお、利用者に主治医がない場合は関係機関に調整を求め対応致します。
- ・サービス提供に先立って、介護保険及び健康保険被保険者証を確認させていただきます。被保険者証に変更が生じた場合当事業者にお知らせ下さい。
- ・サービス提供するにあたり、個別のサービス計画書を作成しご本人及びご家族の同意を得た上でその計画に基づいてサービス提供致します。また作成した計画書は利用者に交付致します。計画書は利用者の心身の状況や意向の変化により、必要に応じ変更できます。
- ・サービス計画書に基づき提供したサービスの実施状況、評価については記録をします。主治医へサービス計画書及びサービスの報告書を書面にて提出し密接な連携を図り、必要に応じて関係機関へ報告致します。
- ・サービス担当者会議等へ出席等によりチームケアの推進に努めます。
- ・訪問看護サービスを提供する為に発生する、水道・ガス・電気・介護用品・衛生管理用品等の費用は利用者の負担となります。
- ・サービスを行う看護師及び理学療法士の変更については人員の関係上対応できないこともありますが、要望がありましたらご相談下さい。
- ・看護職員の清潔の保持及び健康状態について管理を行います。設備や備品等について、衛生的な管理に努め感染等の予防に努めます。
- ・訪問看護の内容については以下の通りとなります。
 - 病状の観察・管理。血圧測定等全身状態の観察。
 - 清潔の管理・援助、食事（栄養）及び排泄等日常生活療養上の支援。
 - 褥瘡の予防・処置、カテーテル管理等の医療処置、診療の補助。
 - リハビリテーションに関すること。
 - 家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理、利用者、家族への精神面での支援
 - ターミナルケア・在宅での看取り支援。

5 提供するサービスの利用料について

(1) 介護保険（訪問看護）

		1回あたりの 所要時間・加算	単位数 (訪問看護)	利用者負担 (1割負担)	利用者負担 (2割負担)	利用者負担 (3割負担)
		基本サービス	20分未満		314単位	350円
30分未満			471単位	524円	1,048円	1,572円
30分以上 60分未満			823単位	916円	1,831円	2,746円
60分以上 90分未満			1,128単位	1,255円	2,509円	3,763円
理学療法士の訪問（20分）			294単位	327円	654円	981円
理学療法士の訪問（40分）			588単位	654円	1,308円	1,962円
理学療法士の訪問（60分）			795単位	884円	1,768円	2,652円
訪問看護ステーション 加算項目	特別管理加算（Ⅰ）※1		500単位	556円	1,112円	1,668円
	特別管理加算（Ⅱ）※2		250単位	278円	556円	834円
	緊急時訪問看護加算※3		600単位	668円	1,335円	2,002円
	ターミナルケア加算※4		2,500単位	2,780円	5,560円	8,340円
	初回加算（Ⅰ）※5		350単位	390円	779円	1,168円
	初回加算（Ⅱ）※5		300単位	334円	668円	1,001円
	退院時共同指導加算※6		600単位	668円	1,335円	2,002円
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）※7		6単位/回	7円	14円	20円
	夜間加算・早朝加算 夜間（18時22時まで） 早朝（6時～8時まで）	各基本サービス 単位数		25%増	25%増	25%増
	深夜加算 深夜（22時～6時まで）	各基本サービス 単位数		50%増	50%増	50%増
	長時間訪問看護加算※8		300単位	334円	668円	1,001円
	複数名訪問加算（30分未満）		254単位	283円	565円	848円
	複数名訪問加算（30分以上）		402単位	447円	894円	1,341円

●地域加算：1単位×11.12（多摩市）

介護保険（介護予防訪問看護）

		1回あたりの 所要時間・加算	単位数 (訪問看護)	利用者負担 (1割負担)	利用者負担 (2割負担)	利用者負担 (3割負担)
		訪問看護ステーション 基本サービス	20分未満		303単位	337円
30分未満			451単位	502円	1003円	1505円
30分以上 60分未満			794単位	883円	1766円	2649円
60分以上 90分未満			1,090単位	1212円	2424円	3636円
理学療法士の訪問（20分）			284単位	316円	632円	948円
理学療法士の訪問（40分）			568単位	632円	1264円	1895円
理学療法士の訪問（60分）			426単位	474円	948円	1422円
介護予防の理学療法士の訪問に共通（利用開始から1年超の月から－5単位/20分毎）						

加算項目	特別管理加算（Ⅰ）※1	500 単位	556 円	1,112 円	1,668 円
	特別管理加算（Ⅱ）※2	250 単位	278 円	556 円	834 円
	緊急時訪問看護加算※3	600 単位	668 円	1,335 円	2,002 円
	ターミナルケア加算※4	2,500 単位	2,780 円	5,560 円	8,340 円
	初回加算（Ⅰ）※5	350 単位	390 円	779 円	1,168 円
	初回加算（Ⅱ）※5	300 単位	334 円	668 円	1,001 円
	退院時共同指導加算※6	600 単位	668 円	1,335 円	2,002 円
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）※7	6 単位/回	7 円	14 円	20 円
	夜間加算・早朝加算 夜間（18 時～22 時まで） 早朝（6 時～8 時まで）	各基本サービス 単位数	25%増	25%増	25%増
	深夜加算 深夜（22 時～6 時まで）	各基本サービス 単位数	50%増	50%増	50%増
	長時間訪問看護加算※8	300 単位	334 円	668 円	1,001 円
	複数名訪問加算（30 分未満）	254 単位	283 円	565 円	848 円
	複数名訪問加算（30 分以上）	402 単位	447 円	894 円	1,341 円

●地域加算：1 単位×11.12（多摩市）

- ※1 特別管理加算（Ⅰ）：留置カテーテル・気管カニューレを使用している状態
- ※2 特別管理加算（Ⅱ）：在宅酸素療法、真皮を超える褥瘡の状態、人口肛門を使用している状態。週に3日以上点滴が必要な状態。
- ※3 緊急時訪問看護加算：利用者、家族から電話等により看護に関する意見を求められた場合、または緊急に訪問を行った場合に算定。別紙、申し込みが必要です。
- ※4 ターミナルケア加算：終末期ケアのことで、ご利用者の尊厳を維持し、その方らしく最期を迎えられるように支援することを目的とする。
死亡日及び死亡日前14日以内（15日間）に2日以上ターミナルケアを行った場合に算定。
- ※5 初回加算（Ⅰ）：過去2ヶ月において訪問看護の提供を受けておらず、新規に訪問看護計画書を作成した利用者に退院日（退所日）に訪問看護を提供した場合に算定。
初回加算（Ⅱ）：初回加算（Ⅰ）の退院日（退所日）の翌日以降に訪問看護を提供した場合に算定。
- ※6 退院時共同指導加算：病院、診療所、介護保険施設に入院中、または入所中の利用者が退院または退所にあたり、主治医と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を提供した場合に算定。初回加算との併算定は不可。
- ※7 看護師等の総数のうち勤続年数7年以上の者の占める割合が30%以上であることや、看護師等の研修計画・会議・健康診断等の実施が基準に適合している場合に算定。
- ※8 長時間訪問看護加算：特別管理加算算定者に対し、1時間30分以上のサービス提供が必要な時に算定。

- 利用者負担額は「地域加算 11.12」を掛けた額の一割（一部の方二割・三割）の金額です。
- 准看護師がサービス提供した場合は基本サービスについては 90/100 となります。

末期悪性腫瘍、その他厚生労働大臣が定める疾病の利用者及び急性増悪等による訪問看護特別指示書を交付された利用者については医療保険適用となります。

(2) その他の費用について

- ・利用者家族から要望があった場合に行われる永眠時のケアとして 20,000 円。
- ・交通費（介護保険適用の場合）はかかりません。
- ・キャンセル料は利用日前日までにご連絡がなかった場合、当該利用料金の 100%の額を請求致します。お休みの際は事前にご連絡をお願いします。
ただし、利用者の容体の急変や急な入院等、やむを得ない事情がある場合は請求致しません。
- ・処置に用いる薬剤及び消耗品については利用者負担となります。

(3) 利用料の支払い方法について

- ・介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを受けるものとします。
- ・指定訪問看護ステーションは、法廷代理受領サービスに該当する訪問看護を提供した際にはその利用者から利用料の一部として指定訪問看護ステーションに係る居宅介護サービス費用基準額から指定訪問看護ステーションに支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとします。（法廷代理受領）
- ・保険料の滞納等で法定代理受領が出来なくなった場合、1ヶ月分の利用料全額をお支払い頂き当事業所からサービス証明書を発行します。この証明書をお住まいの地区の市役所の窓口へ提出致しますと負担額を除いた利用料が払い戻されます。

利用料の請求方法	<ul style="list-style-type: none"> ・利用料（利用者負担）の費用の額はサービス提供ごとに計算し月ごとの合計金額により請求します。 ・上記に係る請求書は、利用明細書を添えて利用月の翌月 10 日過ぎにご指定先に郵送にてお届けします。
支払い方法	<ul style="list-style-type: none"> ・現金払い、法人指定口座への振込、指定口座からの自動振替のいずれかをお願いしております。（自動振り替えの場合はサービス月の翌月 27 日の引き落としとなります） ・入金確認した上で請求書と合わせて領収書を郵送にてお届けします。

6 サービスの終了について

サービス中止をする場合は事業所まで連絡をお願いします。

なお、以下の場合は自動的にサービスが終了となります。

- ・利用者の要介護認定区分が自立（非該当）と認定された時。
- ・利用者が介護保険施設に入所した時。
- ・利用者が事業所のサービス提供地域から転居した時。
- ・利用者が死亡した時。

7 訪問看護実施についての禁止事項

- ・利用者又は家族の金銭、預金通帳、証書等の預かり
- ・利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の享受、居宅での飲酒、喫煙。
- ・身体拘束その他利用者の行動制限する行為（利用者又は第三者の生命や身体を保護する為緊急にやむ得ない場合は除く）
- ・利用者又は家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為。

8 虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	富澤 佐由理
-------------	--------

- (2) 苦情解決体制を整備しています。
- (3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及する為の研修を実施しています。
- (4) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等、利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市区町村に通報します。

9 緊急時における対応方法

- (1) 事業所の従業者は、サービス提供中に事故、利用者の状態の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに利用者の家族等へ連絡を取り、必要に応じて主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡、救急搬送等必要な措置を講じます。
- (2) しかるべき措置を講じた場合には速やかに管理者及び主治医に報告致します。

10 相談・苦情対応及び窓口について

事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、サービス提供についての利用者及び家族の要望、苦情等に対し迅速に対応します。

また、苦情の内容等について記録し、再発の防止、改善に努めます。記録はその完結の日から2年間保存します。

※医療及び特定診療費に係る療養に関する諸記録等は3年間、診療録は5年保管とします。

相談・苦情窓口については以下の通りです。

事業所の窓口	医療法人社団めぐみ会 めぐみ訪問看護ステーション責任者 富澤 佐由理	042-401-9171
市の窓口	多摩市役所 介護保険課	042-338-6901（直通）
	八王子市役所 高齢者福祉課	042-620-7420（直通）

	日野市役所 高齢支援課	042-514-8509 (直通)
公的団体	東京都国民健康保険団体連合	03-6238-0011 (代表)

11 事故発生時の対応方法について

訪問看護サービス提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族、利用者に係る主治の医師等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。

利用者に対する賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

事故の原因を検証し再発防止に努めます。

事業所は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損保
保険名	訪問看護ステーション賠償責任保険
補償の概要	看護職賠償責任保険

12 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ・事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。
- ・事業所及び事業所の使用する者（以下「従業者」という。）はサービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ・また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約終了した後においても継続します
- ・事業所は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

(2) 個人情報保護について

- ・事業所は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。
また、利用者の家族の個人情報についても同様とします。
- ・事業所は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものや電磁的記録を含む）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際についても第三者への漏洩を防止するものとします。

訪問看護提供開始にあたり、利用者、家族に対して契約書及び本書に基づいて重要事項の説明を行いました。

年 月 日

<事業所>

医療法人社団めぐみ会 めぐみ訪問看護ステーション

<住所>

〒206-0033

東京都多摩市落合 1-44 銀行棟 3 階 302 号室

<説明者>

私（利用者）、家族は契約書及び本書により、上記事業所から医療法人社団めぐみ会めぐみ訪問看護ステーションについて重要事項の説明を受けました。

利用者

<氏名> _____

<住所> _____

<連絡先> _____

家族及び代理人

<氏名> _____

<住所> _____

<連絡先> _____